検査等に係る身分証不携帯事案の再発防止対策の実施状況の報告及び 検査等に係る身分証様式の特例に関する規則の案 並びに当該規則案の意見公募の実施

令 和 5 年 1 月 11 日 原 子 カ 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、昨年9月21日及び10月12日に報告した、検査官証¹又は査察官証²が発行されていない原子力検査官等が検査官証等を携帯せずに事業所に立入りを行っていた件について全庁的な再発防止対策の実施状況を報告するとともに、「原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」の案及び当該規則案の意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

(1) 原子力規制検査における検査官証等の不携帯事案の発生

令和3年1月から昨年9月にかけて原子力規制検査に係る検査官証の不携帯事案が職員5名に関し18回、保障措置検査に係る査察官証の不携帯事案が職員1名に関し3回確認され、昨年9月21日及び10月12日に原子力規制委員会に報告した。いずれの者についても検査官証又は査察官証は発行されておらず、検査等に際し、それらの携帯が必要であることを認識していなかった。

(2) 再発防止対策

これらの事案について、原子力規制庁では法令に基づく立入検査等を実施する際に携帯が必要な検査官証等の身分証が発行されていなかった職員に身分証を発行し、身分証の発行及び携帯を徹底するとともに、全庁的な再発防止策として下記を実施することとした。

- ① 身分証の発行手続に漏れが生じないよう、人事課に原子力規制委員会所管法令の規定に基づく立入等に係る身分証発行事務を一元化する。また人事管理システムに検査官等の発令情報と身分証の発行の有無を登録し、発行漏れ等を防止する。
- ② 原子力規制委員会所管法令の規定に基づく立入等に係る複数の身分証を統合し、携帯しやすい大きさにするなど、身分証の様式の見直しを行う。
- ③ 検査の実施に当たって当該検査の責任者が参加する検査官の身分証を確認する等の身分証の携帯を確実にするための具体的手順を決め、実行する。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第61条の2の2第4項において、同条第3項第1号の規定により、原子力規制検査のために事業所に立ち入るときに携帯することとされている身分を示す証明書

² 原子炉等規制法第61条の8の2第3項において、同条第2項第1号の規定により、保障 措置検査のために事業所に立ち入るときに携帯することとされている身分を示す証明書

3. 身分証発行事務の人事課への一元化(報告事項)

人事異動の際に発行する身分証について、発行事務を人事課に一元化した上で、 人事管理システムで発行状況を管理するため、事務手続きの整理や人事管理シス テムの改修等を実施しているところ。

令和 4 年度内に原子力規制委員会文書管理規程を改正し、身分証の発行事務の 担当部署の変更を行い、令和 5 年 4 月 1 日以降の人事異動の対象者について、新 たな統一様式による身分証を人事課から発行する。

4. 身分証の様式の見直しに向けた規則の制定案と意見公募の実施(了承事項)

(1)原子力規制委員会が発行する身分証の新様式を定める規則の制定について原子力規制委員会では下記表の欄1に掲げる身分証として、欄2に掲げる規定に定める様式による身分証を発行している。

今般、法令の規定ごとに発行している欄2に掲げる立入検査等に係る身分証を一枚にまとめ、携帯しやすい大きさ(縦54ミリ、横85ミリ)で発行し、検査等に際して使用することができるようにするため、別紙1の規則案を了承いただきたい。

	188 4	488 O
I I was tot at pro-	欄 1	欄 2
核原料物質、	指定廃棄物埋設区域内の土地の	指定廃棄物埋設区域における土地
核燃料物質及	掘削許可を受けた者の事務所等	の掘削の許可等に関する規則(平
び原子炉の規	への立入検査に係る身分証(法	成三十年原子力規制委員会規則第
制に関する法	第 51 条の 31 関係)	十号)別記様式第一
律(昭和三十	指定廃棄物埋設区域の指定又は	指定廃棄物埋設区域における土地
二年法律第百	拡張に関する実地調査に係る身	の掘削の許可等に関する規則(平
六十六号)関	分証(法第 51 条の 33 関係)	成三十年原子力規制委員会規則第
係		十号)別記様式第二
	原子力規制検査に係る身分証	原子力規制検査等に関する規則
	(法第 61 条の 2 の 2 関係)	(令和二年原子力規制委員会規則
		第一号)別記様式第一
	国際規制物資使用者等の事務所	国際規制物資の使用等に関する規
	等への保障措置検査に係る身分	則(昭和三十六年総理府令第五十
	証 (法第61条の8の2関係)	号) 別記様式第二十八
	指定保障措置検査等実施機関等	国際規制物資の使用等に関する規
	の事務所等への立入検査に係る	則 (昭和三十六年総理府令第五十
	身分証(法第61条の23及び第	号) 別記様式第二十九
	61条の23の20関係)	
	特定原子力事業者等の事務所等	東京電力株式会社福島第一原子力
	への実施計画検査に係る身分証	発電所原子炉施設の保安及び特定
	(法第 64 条の 3 関係)	核燃料物質の防護に関する規則
		(平成二十五年原子力規制委員会
		規則第二号)別記様式
	原子力事業者等の事務所等への	原子力規制検査等に関する規則
	立入検査に係る身分証(法第68	(令和二年原子力規制委員会規則
	条関係)	第一号)別記様式第二
	21122817	国際規制物資の使用等に関する規
		則 (昭和三十六年総理府令第五十
		号) 別記様式第二十八
		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

放射線同位元 素等の規制に 関する法律 (昭和三十二	許可届出使用者等の事務所等へ の立入検査に係る放射線検査官 の身分証(法第43条の2関 係)	放射性同位元素等の規制に関する 法律施行規則(昭和三十五年総理 府令第五十六号)別記様式第五十 六
年法律第百六十七号)関係	船舶への立入検査等に係る身分 証(法第43条の2関係)	放射性同位元素等の規制に関する 法律施行規則(昭和三十五年総理 府令第五十六号)別記様式第五十 七
	登録機関の事務所への立入検査 に係る身分証(法第43条の3 関係)	登録認証機関等に関する規則(平 成十七年文部科学省令第三十七 号)別記様式第二十六

(2) 意見公募の実施について

別紙1の規則案について、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間: 令和5年1月12日から2月10日まで(30日間)

実施方法: 電子政府の総合窓口 (e-Gov) 及び郵送

4. 身分証を確実に携帯するための具体的手順の実施状況 (報告事項)

各部署では、別紙2のとおり、身分証を確実に携帯するための具体的手順を実施している。なお、事案発生報告後に身分証の不携帯事案は発生していない。

5. 今後の予定

意見公募手続き後、規則案を原子力規制委員会に付議し、決定後速やかに公布する。

別紙1 原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯 する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(案)

別紙2 各部署で実施されている身分証携帯確認の手順

○原子力規制委員会規則第

号

核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号)及び放射性同

位元素等の規制 に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十七号) の規定を実施するため、 原子力規制 委員

の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式 の特例に関する規

則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 〇〇 〇〇

原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明 書

の様式の特例に関する規則

次の各号に掲げる法律 の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、 他の法

令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

核原料物質 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) 第五十一

条の三十一第一項、第五十一条の三十三第一項、第六十一条の二の二第三項第一号 (同法第六十四条の

三第八項において準用する場合を含む。)、第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三第

項 (同法第六十一条の二十三の二十において準用する場合を含む。)及び第六十八条第一項から第四

項まで

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第四十三条の二第一項及び

第二項並びに第四十三条の三第一項

附則

この規則は令和五年四月一日から施行する。

第 号	
立入検査等をする職員の携	帯する身分を示す証明書
職 名 氏 名	写
年 月 日生 年 月 日交付	真
原子力規制委員会即	

(裏 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、条項の欄の左欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法	令	名	
	条	項	

- (備考) 1 この証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。
 - 2 法令名及び条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令名及び条項を記載すること。
 - 3 条項の欄の左欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は 「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令及び条項の数に応じて、行を適宜追加すること。

各部署で実施されている身分証携帯確認の手順

1. 原子力規制検査等に係る検査官証

検査グループ	・ 検査のための出張手続きにおいて、検査
検査監督総括課	官が旅費手続書類に持参する検査官証番
実用炉監視部門	号等を記載し、決裁者がその内容を確認
核燃料施設等監視部門	• チーム検査当日、検査官同士で検査官証
専門検査部門	を相互確認
核セキュリティ部門	・ チーム検査当日、主担当者がチーム員全
	員の検査官証を確認
東京電力福島第一	・ 検査の都度、検査官同士で検査官証を相
原子力発電所事故対策室	互確認
原子力規制事務所	• 原則として毎朝のミーティング時や検査
	前に検査官同士で検査官証を相互確認
	・ 検査官が少人数、検査が不定期及び検査
	人数が通常一人等の事務所では週一回程
	度検査官証を確認
	全事務所で年一回所長が身分証を確認

2. 保障措置に係る査察官証

保障措置室・六ヶ所保障措置セ	査察用バッグに収納して保障措置検査又
ンター	は立入検査時携行
原子力規制事務所(六ヶ所、上	• ポーチに査察官証を含む検査官証を収納
斎原)	して保障措置検査又は立入検査時携行
原子力規制事務所(東海・大洗、	• 毎日、検査官同士で査察官証を含む身分
熊取)	証を相互確認

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に係る身分証

放射線規制部門	・ 立入検査の事前打ち合わせの際に当日の
	携行品(身分証を含む。)等に係るチェッ
	クリストを配布し、各職員において検査
	前に身分証の携帯を確認